

○茨城県特定非営利活動促進法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例

平成 17 年 6 月 27 日

茨城県条例第 49 号

茨城県特定非営利活動促進法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例を公布する。

茨城県特定非営利活動促進法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 44 条の 3 の規定により、特定非営利活動法人(同法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)が、同法に係る書面の保存等を、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 16 年法律第 149 号。以下「法」という。)の規定に基づき電磁的記録を使用して行う場合に関し必要な事項を定めるものとする。

(主務省令で定める保存)

第 2 条 法第 3 条第 1 項の主務省令で定める保存は、特定非営利活動促進法第 14 条、第 28 条第 1 項及び第 35 条第 1 項の規定に基づく書面の保存とする。

(電磁的記録による保存)

第 3 条 特定非営利活動法人が、法第 3 条第 1 項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、CD-ROM その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取った電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 特定非営利活動法人が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができなければならない。

(主務省令で定める作成)

第 4 条 法第 4 条第 1 項の主務省令で定める作成は、特定非営利活動促進法第 14 条、第 28 条第 1 項及び第 35 条第 1 項の規定に基づく書面の作成とする。

(電磁的記録による作成)

第 5 条 特定非営利活動法人が、法第 4 条第 1 項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により行わなければならない。

(主務省令で定める縦覧等)

第 6 条 法第 5 条第 1 項の主務省令で定める縦覧等は、特定非営利活動促進法第 28 条第 2 項の規定に基づく書面の縦覧等とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第7条 特定非営利活動法人が、法第5条第1項の規定に基づき、前条に規定する書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行わなければならない。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則 (平成20年条例第31号) 抄

- 1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。